第２節　健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する

１　大気環境

【基本方針】

大気環境に与える影響は、自動車交通によるものが大きいことから、その対策を中心に環境負荷低減の取組を進めます。

○　大気汚染防止対策

(1) 自動車排出ガス対策

自動車公害の防止と渋滞解消のため、緑地帯を設けた道路整備や新交通システムなどの交通機関の整備を推進するとともに、以下の取組を行っています。

ア　低公害車の普及促進

窒素酸化物などの大気汚染物質や二酸化炭素などの温室効果ガスの排出の少ない低公害車の普及を促進するため、公用車に低公害車を率先して導入しています。

イ　アイドリングストップ運動の推進

啓発用ステッカーの配布や懸垂幕の掲示を行い、ドライバー等に対して駐停車中の不必要なエンジン稼動の自粛（アイドリングストップ）を呼びかけています。

(2) 交通対策の推進

地球温暖化の防止 （19ページ参照）

(3) 工場・事業場の規制及び指導

ア　立入検査等の実施

大気汚染防止法や県条例に基づき、排出基準や施設の構造・使用・管理基準の遵守状況などを把握するため、工場・事業場への立入検査を実施しています。

イ　季節燃料規制

市内中心部について、冬期のビル暖房等に起因する硫黄酸化物の発生を減らすためばい煙発生施設に対し、地域と季節を限定して使用する燃料を規制しています。

(4) アスベスト対策の推進

建築物の解体等に伴うアスベストの飛散を防止するため、特定粉じん排出等作業の工事現場に立ち入り、作業場の隔離、集じん･排気装置の使用等、作業基準の遵守を指導しています。

また、吹付けアスベストがある民間建築物における分析調査や除去工事等に対する補助、市有建築物の計画的なアスベスト除去などを行っています。

(5) 監視体制の充実

大気汚染の状況を把握するため、大気測定局を設置し、常時監視を行っています。

また、大気測定車により、常設の大気測定局では把握できない地域の調査を行っています。

測定中の大気測定車

(6) 緊急時の措置

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生じるおそれがある場合には、広島県大気汚染緊急時措置要領に基づき、一般市民への周知を行うなどの措置により、健康被害の未然防止に努めています。

○　悪臭の防止

悪臭防止法の施行時から、物質濃度による規制を行っていましたが、複合臭や規制対象外の物質の臭いについて対応が困難であったことから、平成16年1月から臭気指数による規制方式へ変更するとともに、規制地域を市域全域に拡大し、工場･事業場の立入検査を実施しています。

○　光害（ひかりがい）への対応

光害は、人により感じ方が微妙に異なるため客観的な評価が困難で、規制基準がありません。

このため、環境省が策定したガイドラインを利用することなどにより、良好な環境の実現に努めています。

２　水環境

【基本方針】

きれいな水は、大気と同様に、市民が安心して生活できる環境に欠かせないものです。水環境に与える影響は、生活排水によるものが大きいことから、その対策を中心に環境負荷を低減させる取組を進めます。

○　生活排水対策の推進

(1) 公共下水道の整備

公共下水道の整備状況は、処理面積13,925ha、処理人口110万6,790人で、普及率(処理人口/行政人口)は93.6%となっています。

＜平成25年3月31日現在＞

(2) 農業集落排水処理施設の整備

農村部において、し尿及び生活雑排水を処理する農業集落排水処理施設を整備しています。

(3) 浄化槽の設置の促進等

家庭用の浄化槽の普及を図るため、住宅等の所有者の申請に基づき、本市が合併処理浄化槽の設置と維持管理を行う市営浄化槽事業を実施しています。

また、適正な維持管理を推進するため、意識啓発や法定検査の受検促進を図っています。

○　工場・事業場対策の推進

(1) 水質汚濁防止法に基づく指導等

工場・事業場からの排水については、水質汚濁防止法等に基づき、立入検査・指導を行っています。

(2) 瀬戸内海の環境保全対策

瀬戸内海の環境を保全するため、日最大排出水量50㎥以上の特定事業場において、特定施設(注)の設置や変更には、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、本市の許可が必要です。

また、広島県が定めた総量削減計画に基づき、日平均排出水量50㎥以上の特定事業場に対し、定期的に排出水の汚濁負荷量の報告を求めるとともに、規制・指導を行っています。

注：特定施設とは、公害対策、環境対策のために規制対象として定められた施設です。

○　ゴルフ場農薬対策の推進

農薬による水質汚濁への対策として、市内のゴルフ場で排出水の水質測定を行っています。

○　水質浄化の推進、監視体制の充実等

(1) 水質浄化の推進

河川のしゅんせつ等により、水質浄化に取り組んでいます。

(2) 監視体制の充実等

水質汚濁事故の未然防止や迅速かつ的確な対応措置等を実施するため、水質パトロールに関する民間協力者として、25人の水質監視員が活動しています。

＜平成25年3月末現在＞

(3) 広域的な取組の推進

太田川流域振興交流会議や、瀬戸内海環境保全知事・市長会議に参加し、広域的な取組を推進しています。

３　土壌環境等

【基本方針】

市民が生活するための基盤である土壌・地盤の状態を良好に保つための取組を進めます。

○　土壌環境の保全

土壌汚染対策推進のため、土壌汚染対策法が適用される工場及び事業場における有害物質の取り扱い状況等の情報を必要に応じて利害関係者に提供するとともに、有害物質の管理状況の調査や適正管理の指導を行っています。

○　水の適正な循環の確保

市街化区域内の歩道の透水性舗装などにより、雨水の地下浸透を促進しています。

また、マツダスタジアムにおいて、雨水をグラウンド散水やトイレ用水、敷地内のせせらぎ水路用水として再利用しています。

下水再生水については、水資源再生センター内で再利用しています。